

【 会 議 録 】(概 要)

日時:平成 20 年 11 月 16 日 (日) 15 : 00 ~ 18 : 00

会議名	越谷市自治基本条例審議会 第 2 部会 第 1 1 回会議	場所	越谷市役所本庁舎 5 階 第 3 委員会室
件名 議題	協議事項 (1) 条例素案について (市長の責務、市職員の責務、住民投票、推進会議等)		
資料等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
出席者	出席委員 小河原部会長、高橋副部会長、有元委員、伊東委員、宇佐美委員、大熊委員、加藤委員、帆苅委員、佐々木委員 (9 名) 欠席委員 なし 事務局 鈴木企画部副部長、田中企画課副主幹、斉藤同主事 (3 名) 支援者 : 特定非営利活動法人越谷 N P O センター (1 名) 傍聴者 なし		
内 容	別紙 主な意見等 の通り		
合意・決定事項 ・「市長の責務」部分は、下記のとおりとする (今後の会議で、再度の見直しもある) 。 1 市長は、選挙で選ばれた本市の代表として、その責任の重さを自覚し、公正かつ誠実に市政を執行します。 2 市長は、執行機関の最高責任者としての責務を負い、憲法に定める地方自治の本旨を尊重します。かつ、本条例を遵守します。 3 市長は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、市民の負託に応えます。 ・「市職員の責務」部分は、下記のとおりとする (今後の会議で、再度の見直しもある) 。 1 市職員は、法令を遵守し、本条例の趣旨に則して職務を遂行しなければなりません。 2 市職員は、市民全体のために働く者として、公正に職務を遂行し、その能力の向上を図ります。 以下の事項は、次回以降の検討課題とする (以下は、A 委員案を部会全員で修正したもの) ・「住民投票」 1 本市の将来に重大な影響を及ぼす事案は住民投票を行い、その結果を尊重します。 2 住民投票の詳細は別途定めます。 ・「条例の実効性の確保」 「推進会議」 1 本条例の推進状況検証を目的に、市民による推進会議を設置します。 2 本条例推進に関する調査・審議等を行い、市長に勧告することができます。 3 推進会議の詳細は別途定めます。			

主な意見等：(各委員の持ち寄った案をもとに、協議した。)

「市長の責務」について

- ・ A委員案の「3 執行機関の責任者」という文言は、あまり適切ではないと思う。
- ・ 執行機関の責務は様々なものがある。財政だけではない。「執行機関の最高責任者」という文言がよい。
- ・ 予算を作って議会が承認するのは当たり前のことなので、そもそも条文に入れる必要はないと考える。
- ・ 財政に関しては、会社は経営者の責任を問われるが、行政の財政について言えば地方債など長期で借りる場合もあるので、短期で判断するのは難しい。市の予算は税金であり住民監査請求という方法もある。
- ・ 財政に関する首長の連帯責任に関しては、条例に入れるべきではないと思う。
- ・ 市長が悪いことをした場合には法的な責任を取ることになる。市長が赤字を作った時には法的責任と政治的責任を分けなければならない。条例の中に法的責任をいれるのは適切でないと思う。
- ・ この条例には、目指すべき方向性を書きこんでいくのがよいと思う。
- ・ 地方自治法で定められている事項に関してはなるべく省くことにし、できるだけ簡潔な条例にしたい。
- ・ 地方自治法に規定されているものを条例に改めて確認的に書き込むよりも、越谷市の自治を作るということを書き込むことの方が重要である。
- ・ 「効果的、効率的に行政運営を行い、市民の負託に応える」という書き方のほうが良い。
- ・ 市長の役割には、上意下達ではなく、市民のニーズをくみ取ることができるような職員を「育てる」ことも含まれると思う。
- ・ 組織人事の中に職員教育が入るので、「市長」の項目に職員教育的な要素を入れる必要はないのではないだろうか。市長は市民が選んでいる。
- ・ 市長は職員がどうあるべきかを言うのは大切だと思う。大和市では「市長は、市職員の能力向上に努めなければならない」としている。
- ・ 越谷市の現状では、「市長」の項目において「職員教育」に触れる必要があるのか疑問がある。「職員」の項目で入れるほうがよいのではないか。
- ・ 市議会・市長の責務は法律で規定されているので、この条例には理念だけ書き込んでいけばよいのではないか。

「市職員の職務」について

- ・ A委員案の「1 市民利益」とは何を指すのか。また、「2 公募・公選」は具体的にどのようなことか。
- ・ 2については、民生委員の選出など、一般市民からは見えないところで行われているように思うので透明性のあるものにしていきたいという考え方である。
- ・ B委員案の「全体の奉仕者」という文言は適切ではないように思う。現在は市民も職員も対等な立場である。
- ・ 職員には公益通報や法令遵守の仕組みがあるので、ここで書き込まなくとも良いのではないか。
- ・ この項目は、B委員案を一部修正した文言で良いと思う。

「住民投票」について

- ・ 「住民投票」の項目には、具体的に発議・請求について書き込む方がよいと思う。
- ・ A委員案の「本市の将来に重大な懸念が強い事業」の部分は、より分かり易く「重大な影響を及ぼす」としたらどうか。
- ・ まだ議論が充分ではないので、次回の会議で再度協議したい。

「条例の実効性の確保」について

- ・ 推進会議についてはその性格や、市民委員会方式なのか審議会方式なのかの議論が充分なされていない。その方向性が決定されていないので、具体的な文言としてまだ書き込めないのではと思う。
- ・ 推進委員会の位置付けについては再度、運営・調整委員会に諮る必要があると思う。